

令和9年度

国の予算編成に対する重点要請書

令和8年6月

川崎市

川崎市政の推進につきましては、日頃から格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

本市は、令和6（2024）年に人口が155万人を突破し、都市として成長を続けていますが、将来的な人口減少を見据え、地域包括ケアシステムの取組の推進や子どもと子育て家庭に寄り添った切れ目のない支援の更なる充実のほか、川崎臨海部におけるGX産業拠点形成の取組などを、市民・事業者の皆さまとともに進めています。

今後、川崎をさらに、一步先へ、もっと先へ進めるため、「川崎市総合計画 第4期実施計画」に基づき、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」の実現をめざした取組を一層推進しています。

一方で、ふるさと納税による減収は拡大し、中東情勢の影響等による物価高騰や、国の制度変更などに伴う財政措置が十分ではないなど、本市財政は引き続き厳しい環境下での運営を余儀なくされています。こうした中、多様化・増大化していく市民ニーズへきめ細かに対応するためには、効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要であり、国と地方の役割分担を明確にした上で、税源移譲を進めることが不可欠です。また、特別市制度の創設など、地域の実情に応じた多様な大都市制度の早期実現が必要です。

国においては、地方創生に向けたさまざまな施策が進められていますが、市民の暮らしを支える中心的な役割を担っているのは地方自治体であり、圏域の中核都市である大都市の役割にも配慮した政策の実行を強く望みます。

真の分権型社会の実現に向けて、国の制度改善を要請する事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心として、本市の要請事項を取りまとめましたので、令和9年度国家予算編成において、特段の御配慮をお願いいたします。

令和8年6月

川崎市長

福田紀彦

重点要請項目

○ 大都市の役割にふさわしい税財源の充実

地方税財源の充実確保について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
特別市制度の創設について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び嵩上げ制限の廃止について・・	8
ふるさと納税制度の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・	10

○ 安心のふるさとづくり

システム統一・標準化について・・・・・・・・・・・・・・・・	12
継続的な待機児童対策と利用者負担の軽減に向けた支援について・・・・・・・・	14
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について・・・・・・・・	16
子どもの医療費助成の在り方の検討について・・・・・・・・	18
児童福祉人材の確保に向けた支援について・・・・・・・・	20
福祉・介護人材の確保に向けた支援について・・・・・・・・	22
安全・安心で良好な教育環境の充実について・・・・・・・・	24
学校給食費の無償化に係る制度の見直しについて【新規要請項目】・・・・・・・・	26
多摩川における治水対策の推進について・・・・・・・・	28

○ 力強い産業都市づくり

自動運転の社会実装に向けた支援について・・・・・・・・	30
川崎臨海部の土地利用転換について・・・・・・・・	32
脱炭素社会の実現に向けた取組の推進について・・・・・・・・	34

※【新規要請項目】とは、今年度要請にて新規に項目立てをしたもの

地方税財源の充実確保について

【内閣府・総務省】

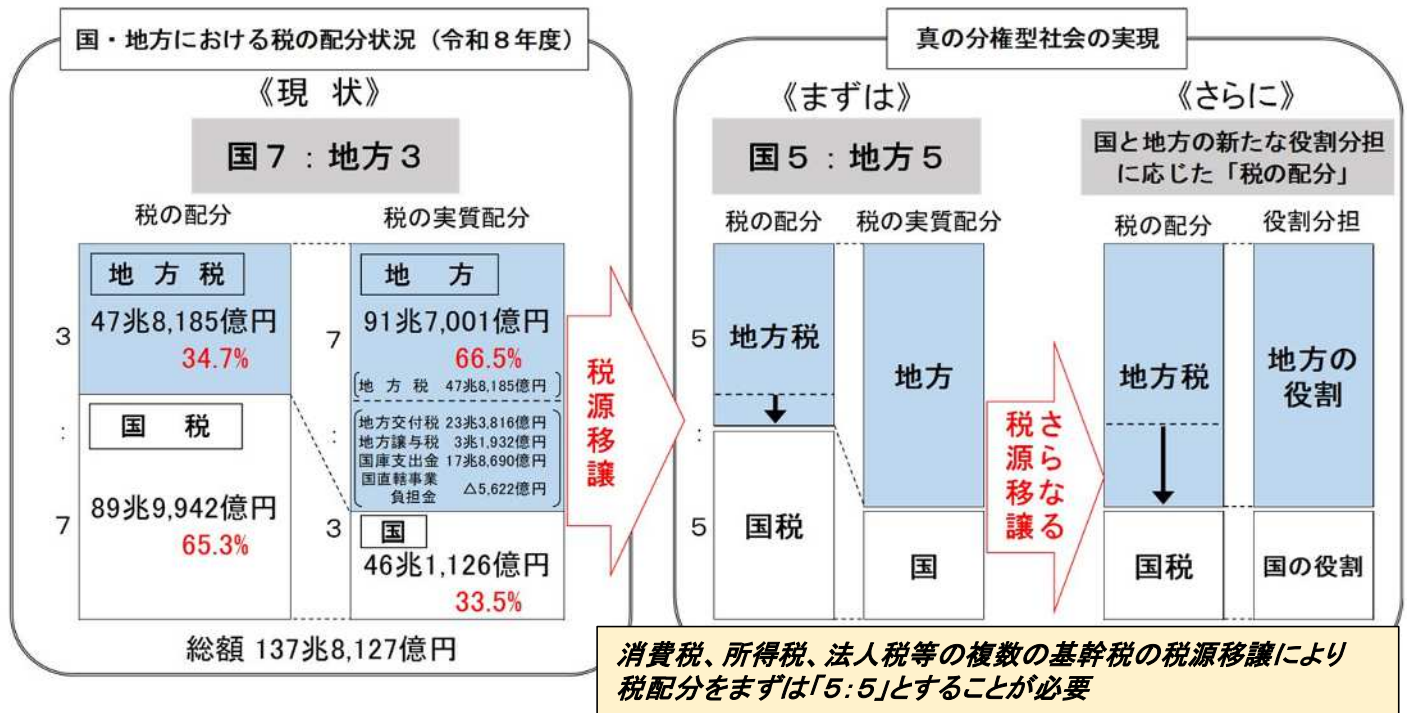
■ 要請事項

- 1 現行7：3となっている国と地方の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに地方税の配分割合を高めることにより、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」とすること。
- 2 大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。
- 3 国庫補助負担金は、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。また、地域未来交付金は、地方が自主性・独自性を発揮して活用できるよう、より自由度が高い制度とすること。

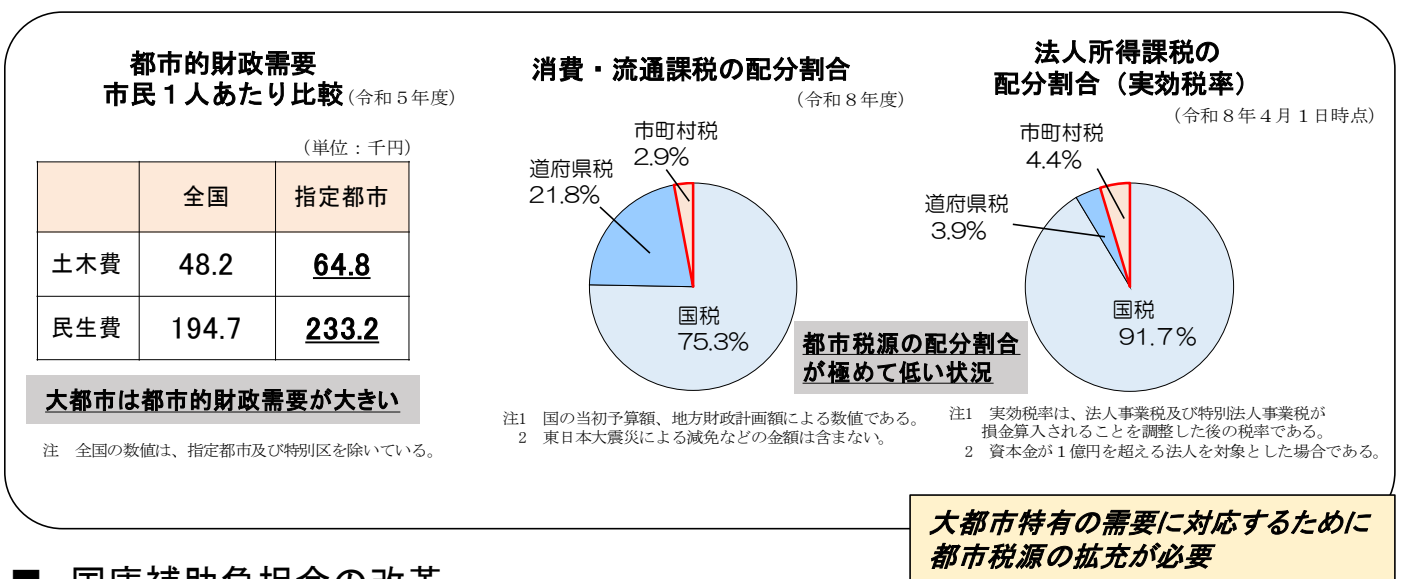
■ 要請の背景

- 真の分権型社会の実現には、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分とする必要があります。
- 本市をはじめとする指定都市は、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えています。しかし、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっていることから、特に地方消費税（社会保障財源化分以外）と法人住民税の配分割合を拡充する必要があります。
- 国庫補助負担金については、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきです。それが実現するまでの間は、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等を図るべきです。
- 地方版総合戦略を推進するために地域再生計画を策定し取り組む事業が交付金の対象となるよう必要額を確保し、より自由度の高い活用しやすい制度とすべきです。

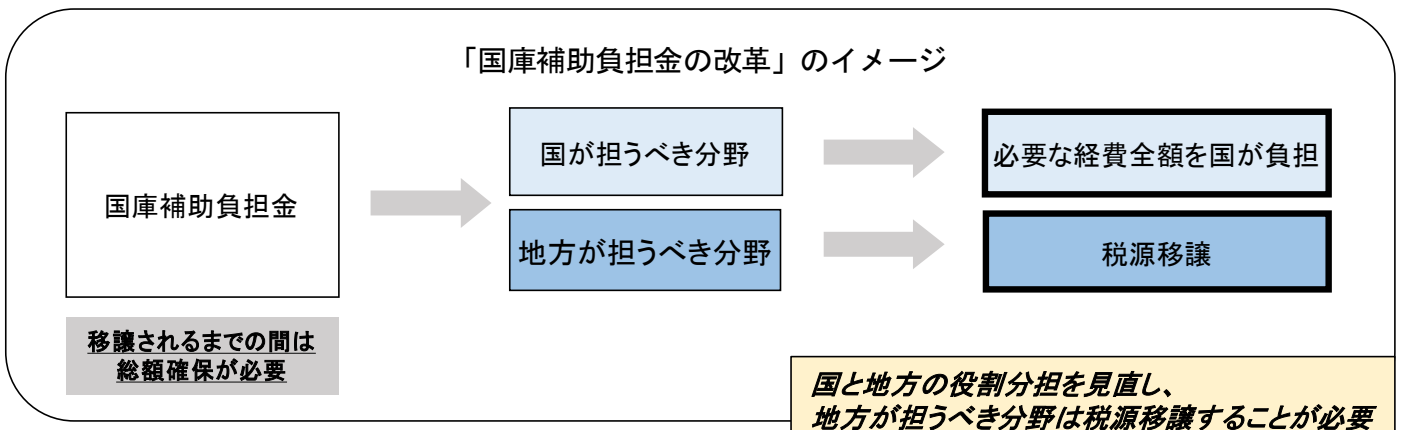
■ 国・地方間の税源配分の是正



■ 都市的財政需要及び都市税源の配分の状況



■ 国庫補助負担金の改革



この要請文の担当課／総務企画局都市政策部企画調整課 TEL 044-200-2164
 財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183
 財政局税務部税制課 TEL 044-200-2192

特別市制度の創設について

【内閣官房・内閣府・総務省】

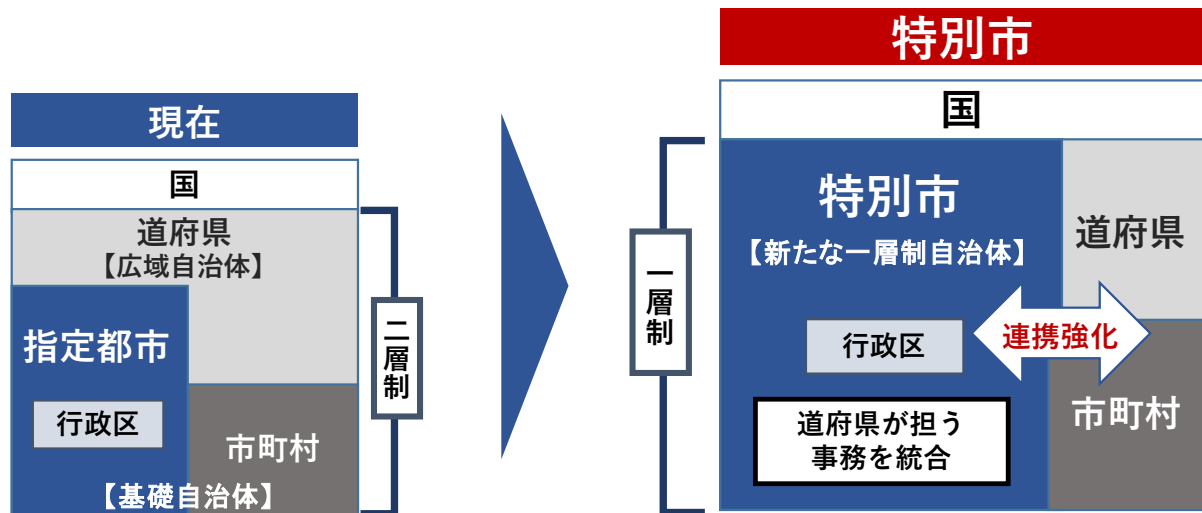
■ 要請事項

- 1 地方制度調査会において大都市地域における行政体制について議論が進められていること等を踏まえ、国においても十分な議論を行い、大都市制度のあり方等に関する検討を加速させ、特別市制度の早期実現を図ること。
- 2 特別市制度が創設されるまでの間、大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、道府県から指定都市への権限及び税財源の移譲を行うこと。

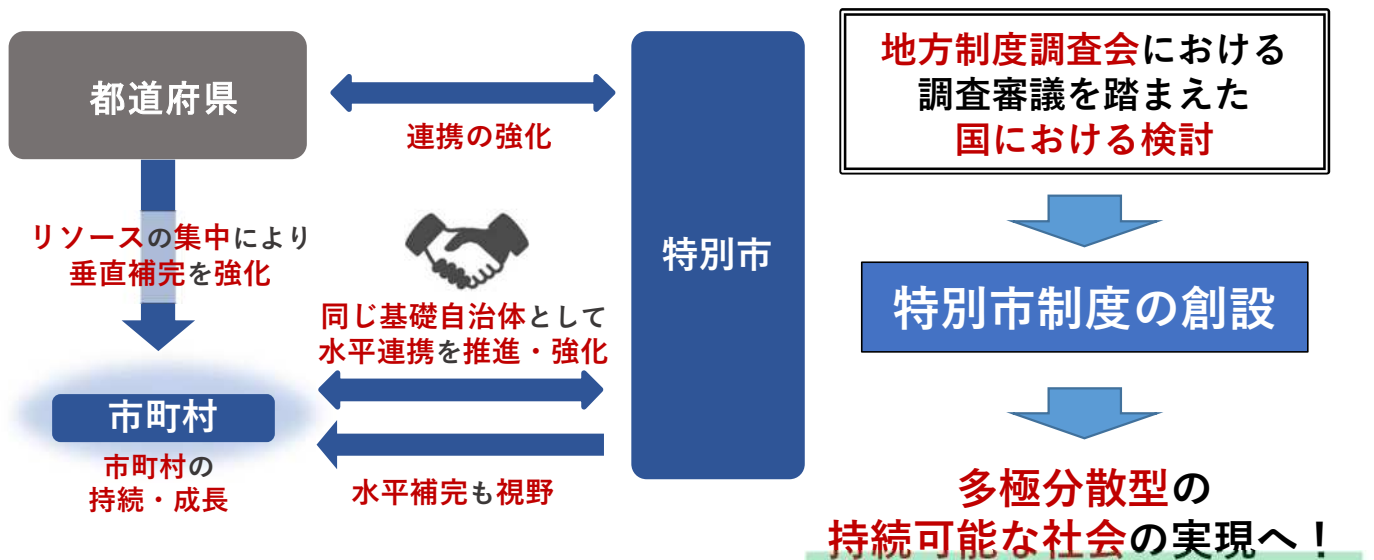
■ 要請の背景

- 現在、我が国には、急速に進む人口減少や長期の経済停滞等の深刻な危機が訪れており、将来的には、更なる行政コストの増大や地域資源の減少により、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供することが困難になると考えられています。
- こうした中、持続可能な社会と我が国の更なる成長を実現するためには、長年変わらない地方自治制度のあり方の抜本的な見直しについて議論を進めるとともに、国家戦略として多極分散型社会の実現を目指していく必要があります。
- 第34次地方制度調査会が発足し、大都市地域における行政体制等のあり方について諮問されたところですが、国においても十分な検討を行っていく必要があります。
- 特別市に関しては、指定都市市長会が、これまでの諸課題に対する現時点の考え方を整理し、報告書としてまとめていることを踏まえ、議論を行う必要があります。
- 特別市制度は、広域自治体と基礎自治体の事務を統合し、住民に身近な事務を一元的に担うことで、効率的・機動的な都市経営を実現し、その成果を圏域や日本全体にも還元するものであり、大都市と周辺自治体の双方に良い影響がある制度です。
- 特別市を中心とした水平連携や道府県による垂直補完など、特別市と道府県が適切に役割分担を行い、人口減少等により厳しい状況下にある市町村を複層的に支援することで、日本全体における持続可能な行政サービスの提供に繋がります。
- 指定都市は、大都市特例事務に係る行政サービスを実施していますが、権限に見合う財源が措置されておらず、実態に見合った制度の見直しが必要です。

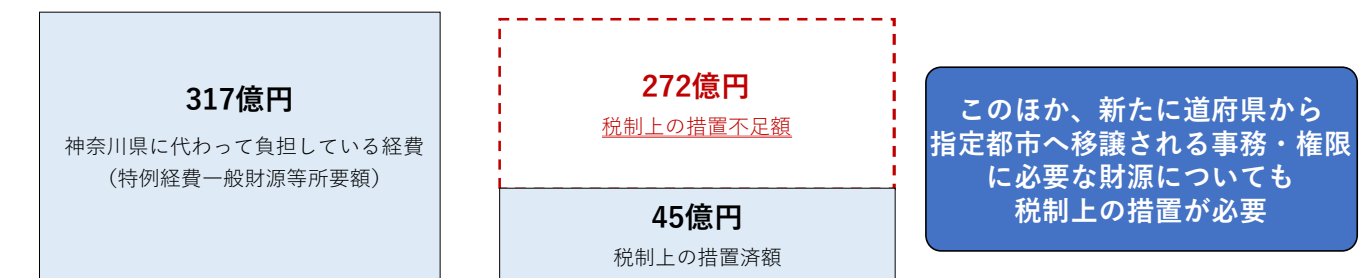
■ 特別市の姿



■ 特別市の実現による持続可能な行政サービスの提供



■ 大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額 (令和8年度予算に基づく概算)



この要請文の担当課／総務企画局都市政策部地方分権・特別市推進担当
 財政局財政部資金課
 財政局税務部税制課

TEL 044-200-1576
 TEL 044-200-2183
 TEL 044-200-2192

財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び嵩上げ制限の廃止について

【こども家庭庁・総務省・文部科学省・国土交通省】

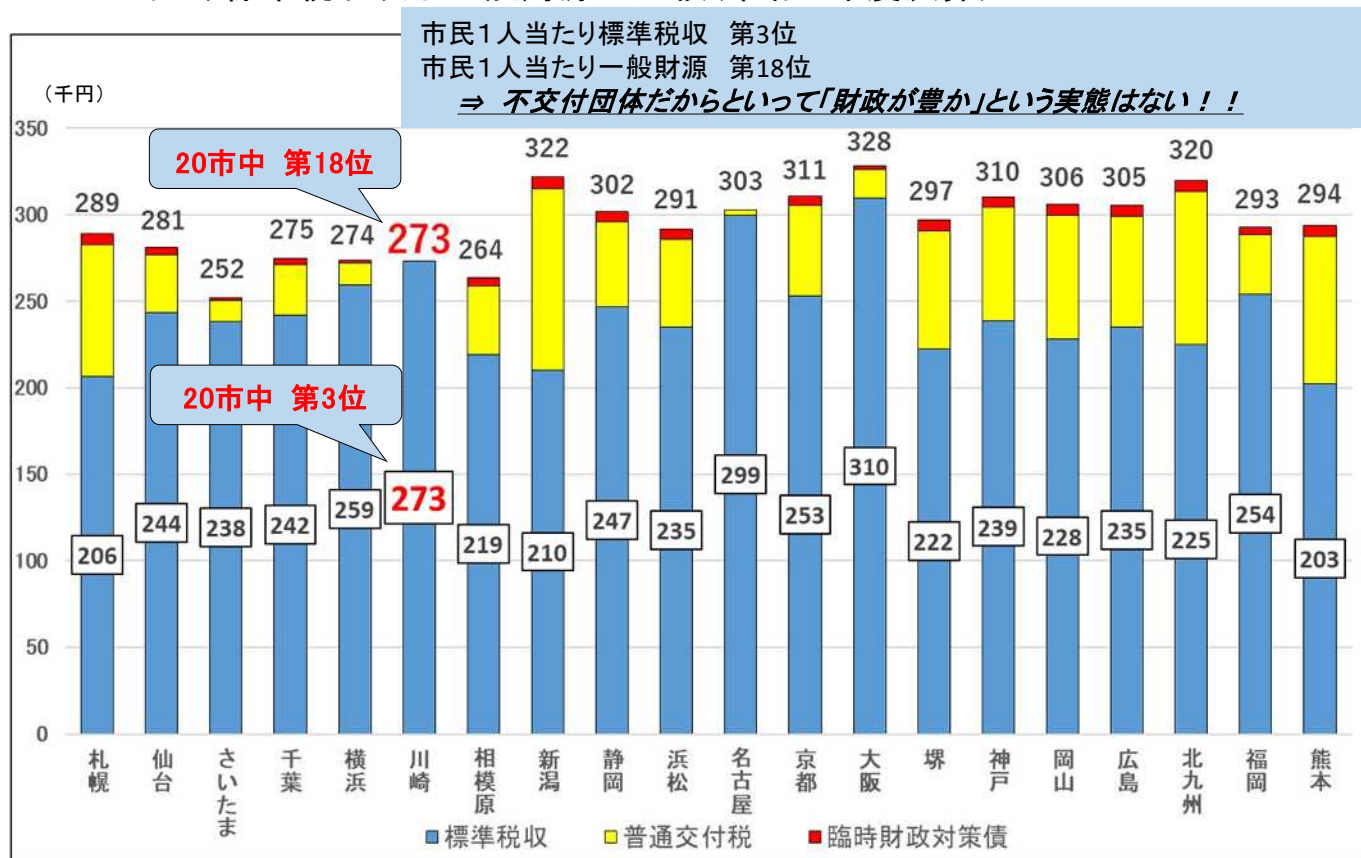
■ 要請事項

財政力指数に基づく国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限は行わないこと。

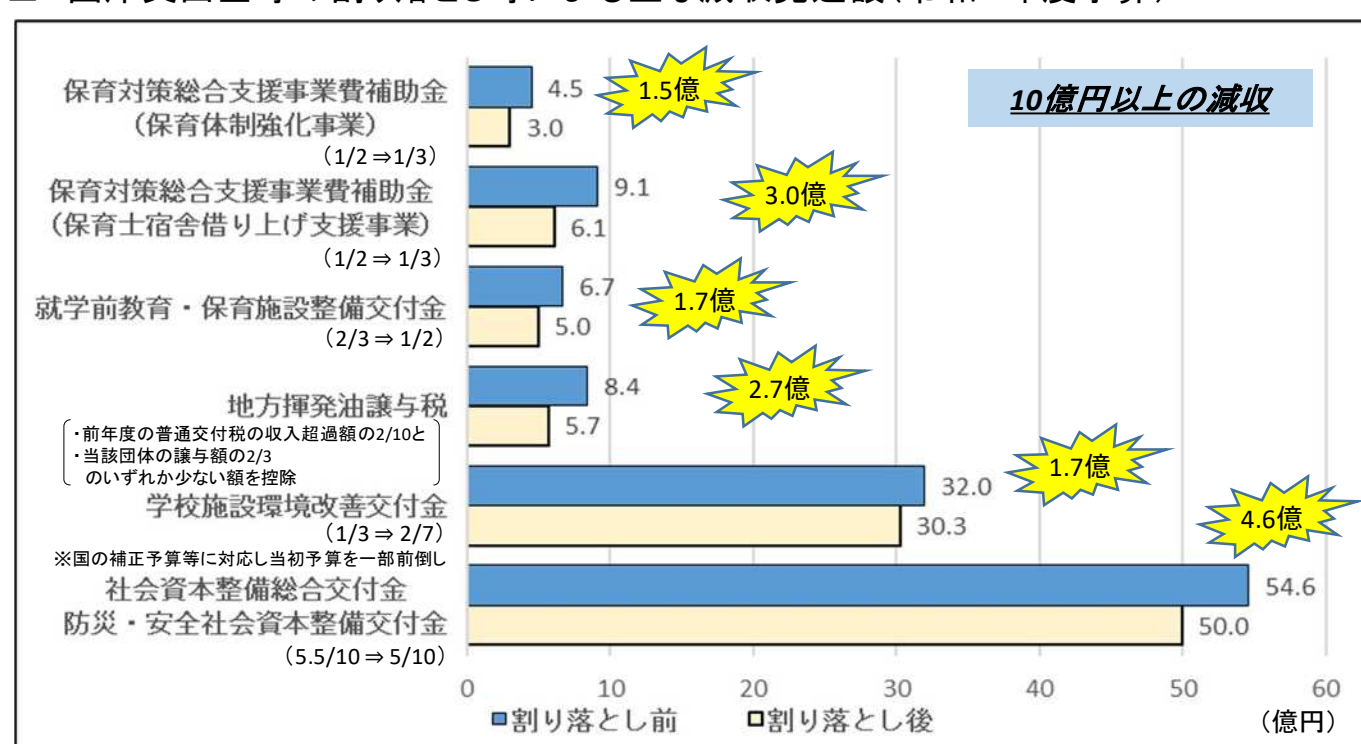
■ 要請の背景

- 地方交付税は、補助金や交付金のような政策誘導手段として用いるものではなく、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方固有の財源です。
- 本市は、令和6（2024）年に人口が155万人を突破し、都市として成長を続けています。一方で、自然動態は減少に転じ、生産年齢人口のピークも目前に迫っており、将来的な人口減少が見込まれます。
- 指定都市の普通交付税不交付団体として、「財政が豊か」というイメージを持たれている一方で、指定都市を市民1人当たり標準税収で比較すると、本市は第3位ですが、普通交付税及び臨時財政対策債を加えた市民1人当たり一般財源で比較すると、第18位となり、「不交付団体＝財政的に豊か」という関係は成り立ちません。
- 本市は、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる都市インフラの整備などの大都市特有の財政需要や、防災・減災、国土強靱化に係る取組のほか、こども・子育て政策の強化、医療・介護の体制整備、地域社会のデジタル化、脱炭素社会の実現に向けた取組等に係る財政需要を抱えている中、収支不足に伴い減債基金からの借入れを行っている状況であり、「財政が豊か」という実態はありません。
- 現在、各省庁独自で財政力指数に基づいて国庫支出金の割り落とし等が行われていますが、地方交付税による地方団体相互間の調整に加えた「二重の調整」であることから、財政力指数に基づく不合理な国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限を見直す必要があります。

■ 1人当たり標準税収及び一般財源の比較（令和6年度決算）



■ 国庫支出金等の割り落とし等による主な減収見込額（令和8年度予算）



地方交付税での財源調整との二重の調整となる財政力指数に基づく不合理な国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限は行わないこと

ふるさと納税制度の見直しについて

【総務省】

■ 要請事項

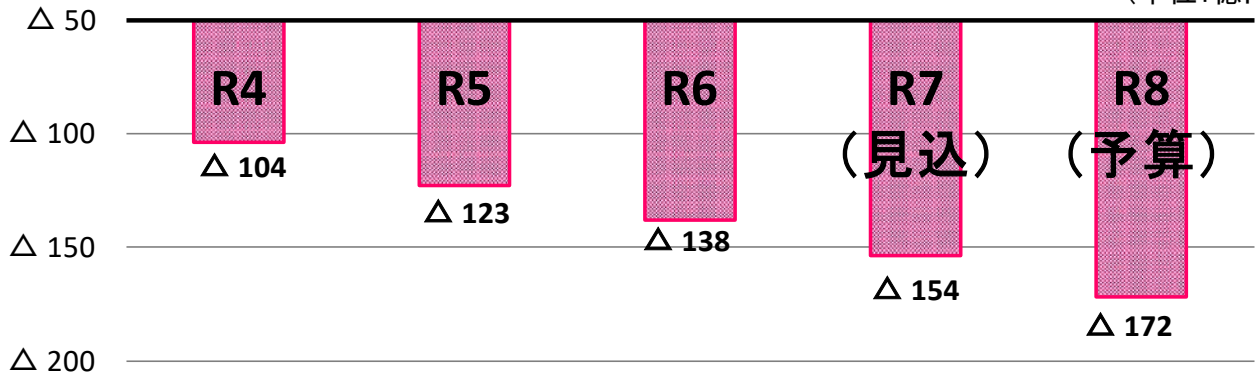
- 1 返礼品を目的とした寄附の増加により都市部における地方自治体の財政に与える影響が大きくなっていること等を踏まえ、特例控除額の上限額の引下げなど更なる見直しを早急に行うこと。
- 2 「ワンストップ特例制度」を速やかに廃止するとともに、廃止までの間、個人住民税から控除している所得税控除相当額について、地方特例交付金により全額を補填すること。

■ 要請の背景

- ふるさと納税制度は、本来の制度創設の趣旨や理念とは裏腹に、返礼品や節税を目的としたネット通販化している状況です。
- ふるさと納税により流出するのは、地方税の中でも基幹的地位を占め、いわば「地域社会の会費」として位置づけられる個人住民税ですが、本市においては、流出見込額が令和8年度予算で172億円となるなど、今後も増大する財政需要や大都市特有の財政需要を抱える中で看過できない状況です。
- 令和8年度税制改正において、特例控除額に193万円の定額の上限が新たに設定されました。この改正については一定評価するものですが、減収額への影響は約1億円の縮減にとどまるものと見込まれ、依然として地方自治体の財政に与える影響が大きく、また、高所得者ほど制度の恩恵を受けうるという課題が残されています。
- こうした状況を踏まえ、納税者への影響等を考慮した上で、特例控除額の上限額を引き下げることのほか、限度額を所得割額の2割から1割に戻すこと、また、経費割合を更に引き下げることなど、見直しを早急に行う必要があります。
- 「ワンストップ特例制度」は、申告手続の簡素化までの特例措置として導入されたものであり、既にマイナポータルを活用した新たな申告方法が開始されていることからその役割を終えたものと考えられるため、速やかに廃止する必要があります。
- 制度廃止までの間は、所得税控除相当額に係る減収影響に対する財政措置を講ずる必要があります。

■ 本市におけるふるさと納税による減収額

(単位: 億円)

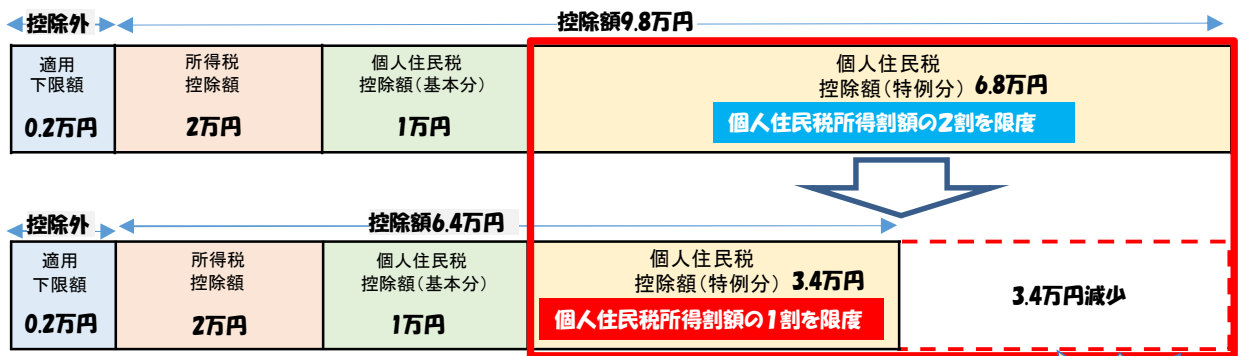


＜特例控除額の上限設定による影響額の試算(本市分)＞

特例控除額に係る上限額	(試算)			(現行)
	3万円	5万円	10万円	154.4万円
給与収入額	425万円	625万円	1,000万円	1億円
影響を受ける方の割合	61%	35%	11%	0.02%
令和7年度減収額(a)	142億円	142億円	142億円	142億円
上限を設けた場合の減収額(b)	63億円	84億円	114億円	141億円
減収額への影響額(a)-(b)	79億円	58億円	28億円	1億円

- 注1 上限額、減収額及び影響額は、いずれも個人市民税の額(ふるさと納税ワンストップ特例制度による申告特例控除額を除く)
 2 個人県民税を合わせた上限額は193万円となり、令和10年度分以後の個人住民税に適用
 3 給与収入額は、独身又は夫婦共働き(給与収入のみ、かつ、住宅ローン控除等を受けていない方)の場合
 4 影響を受ける方の割合は、ふるさと納税実施者全体に対する割合

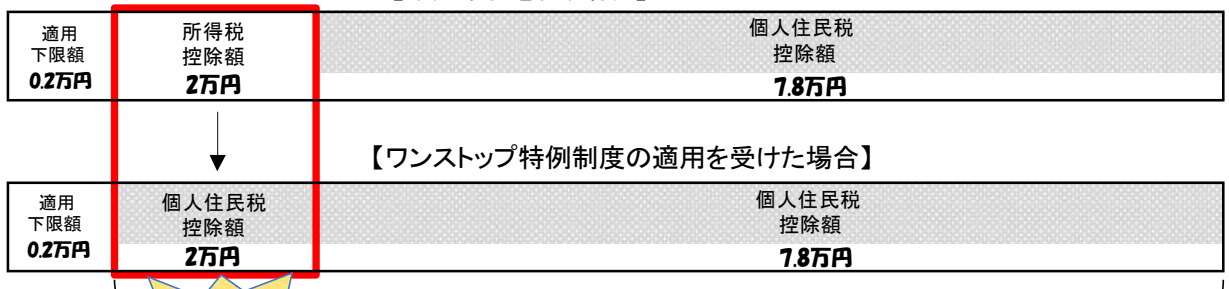
＜所得割額の2割から1割に戻すことによる影響額の試算(本市分)＞



(例: 年収700万円の給与所得者(独身又は共働き)が10万円(年間上限)のふるさと納税をした場合)

■ ワンストップ特例制度による影響

【確定申告を行う場合】



影響額 12億円

(例: 年収700万円の給与所得者(独身又は共働き)が10万円(年間上限)のふるさと納税をした場合)

この要請文の担当課/ 財政局財政部寄附財源担当 TEL 044-200-3592
 財政局税務部税制課 TEL 044-200-2192

システム統一・標準化について

【デジタル庁・総務省】

■ 要請事項

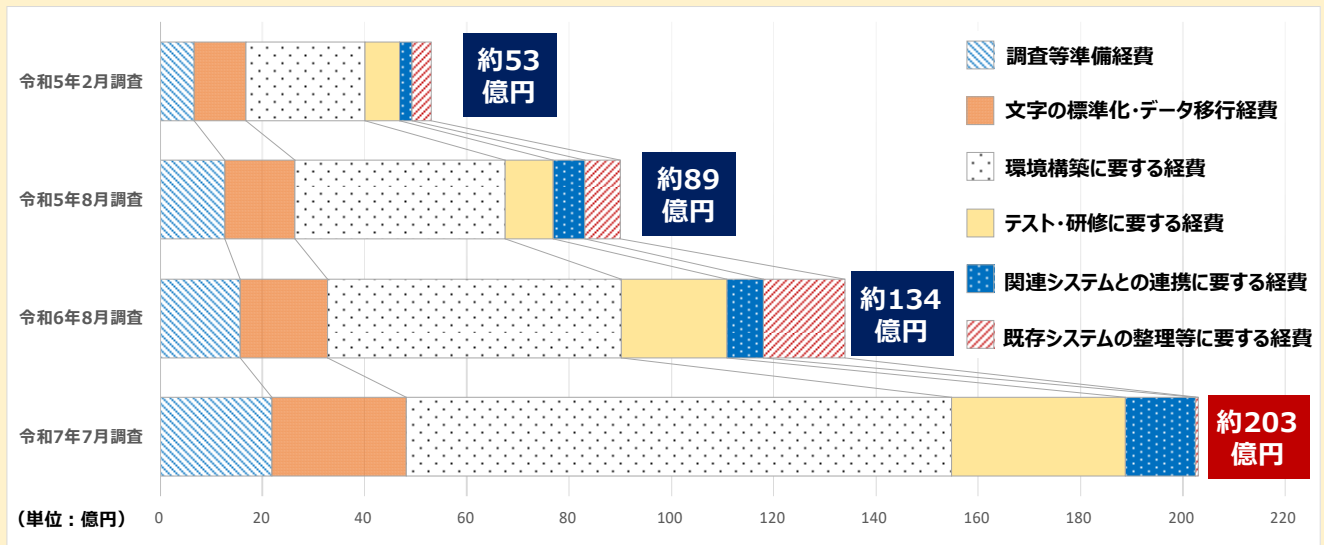
- 1 デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）について、令和 12（2030）年度までに発生する全ての補助対象経費を、国が全額負担すること。
- 2 システム標準化に伴い運用経費が増加している中で、地方交付税措置によらず国が運用経費の増加分を全額負担するよう補助制度を見直すこと。
- 3 国の制度改正等が標準準拠システムの実装を前提として進められることなく、特定移行支援システムに配慮して実施されること。

■ 要請の背景

- 当初示されていた移行期限である令和 7（2025）年度末を迎えたものの、依然として特定移行支援システムが多く残存しており、多額の移行経費が必要な状況にあります。また、標準準拠システムへ移行した業務においても、一部機能が経過措置により未実装であり、その実装には別途費用が発生します。これらの令和 12（2030）年度末までに生じる全ての補助対象経費については、国が全額負担するべきです。
- システム標準化に伴う運用経費の増加については、システム運用最適化支援事業費補助金が新設されるなど、新たな対応策が示されたところですが、普通交付税の交付団体か否かによって自治体の負担額に大きな差が生じる内容となっています。システム標準化の目的として運用経費の削減が掲げられている以上、標準化により増加した運用経費については、国が全額負担するよう補助制度の見直しが必要です。
- 本市では多くの業務が令和 9（2027）年度以降に標準準拠システムへ移行します。今後、国が実施する制度改正等が標準準拠システムへの移行を前提として進められた場合、自治体の対応が困難となり、市民サービスに影響が生じる可能性があることから、特定移行支援システムへの配慮を行うよう、デジタル庁が関係省庁と調整する必要があります。同様に、制度改正等への対応として特定移行支援システムの改修が必要となる場合、その経費については国が負担するよう、所管省庁における調整が必要です。

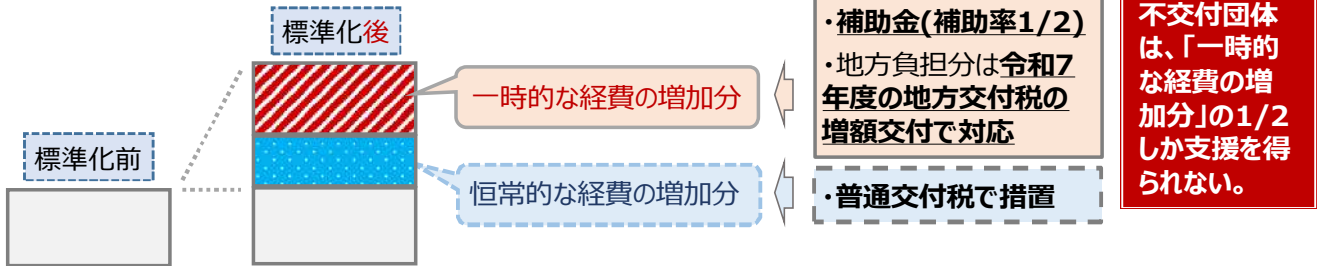
■ 本市における標準化に係る補助対象経費について

▶ 特定移行支援システムの増加等により、経費調査の度に経費が増加している。



✓ 全標準化対象システムが標準準拠システムへ移行するまでに発生する全ての補助対象経費について、国が全額負担する必要がある。

■ 標準化後の運用経費に係る補助制度について



✓ システム標準化に起因する運用経費の増額分は、国が全額負担する必要がある。

■ 本市の情報システムの標準化移行想定スケジュール

本市では標準準拠システムの対象となる「**基幹20業務**」を13システムに分けて管理している。

項番	対象システム	標準化対象業務	ベンダ名	当初の移行期限 (令和7年度末)							
				R6(2024)年度	R7(2025)年度 (R8.1)	R8(2026)年度 (R9.1)	R9(2027)年度 (R10.1)	R10(2028)年度 (R11.1)	R11(2029)年度	R12(2030)年度	
1	区役所事務サービスシステム	住民記録、印鑑証明	富士通Japan	標準化対応	★移行完了済						
2	保健所総合システム	健康管理	富士通Japan (日本コンピュータ)	標準化対応	★移行完了済						
3	選挙システム	選挙人名簿管理	ムサシ	標準化対応	★移行完了済						
4	福祉総合(3次)システム	子ども・子育て支援	NEC	標準化対応(特定移行支援システム)	★移行完了予定						
5	福祉総合(1次)システム	介護保険、生活保護	富士通Japan	標準化対応(特定移行支援システム)	★移行完了予定						
6	福祉総合(2次)システム	障害者福祉、児童手当、児童扶養手当	アイネス	標準化対応(特定移行支援システム)	★移行完了予定						
7	国民年金システム	国民年金	富士通Japan	標準化対応(特定移行支援システム)	★移行完了予定						
8	市税システム	固定資産、市民、法人市民、軽自動車税	富士通Japan	標準化対応(特定移行支援システム)	★移行完了予定						
9	国民健康保険	国民健康保険	NEC	標準化対応(特定移行支援システム)	★移行完了予定						
10	後期高齢者医療	後期高齢者医療	NEC	標準化対応(特定移行支援システム)	★移行完了予定						
11	戸籍総合システム	戸籍、戸籍の附票	富士通Japan	標準化対応(特定移行支援システム)	★移行完了予定						
12	就学事務システム	就学	BSNインターネット⇒未定	移行時期調整中							
13	就学援助システム	就学	BSNインターネット⇒未定	移行時期調整中							

(年度別移行予定システム数) 3システム 1システム 3システム 4システム 未定…2システム

特定移行支援システム…概ね5年以内に標準準拠システムへ移行

この間に発生するシステム改修費は国が負担する必要がある。

この要請文の担当課/総務企画局デジタル化施策推進室 TEL 044-200-2971

継続的な待機児童対策と利用者負担の軽減に向けた支援について

【こども家庭庁】

■ 要請事項

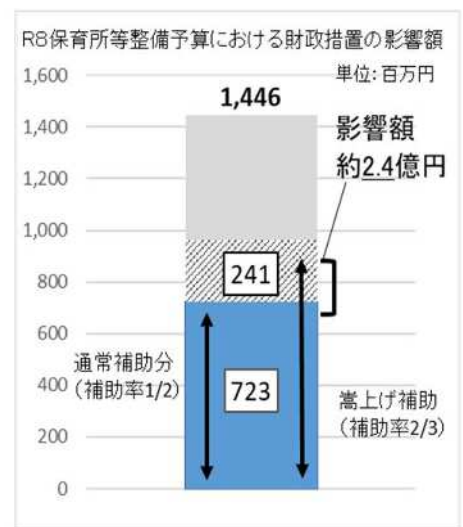
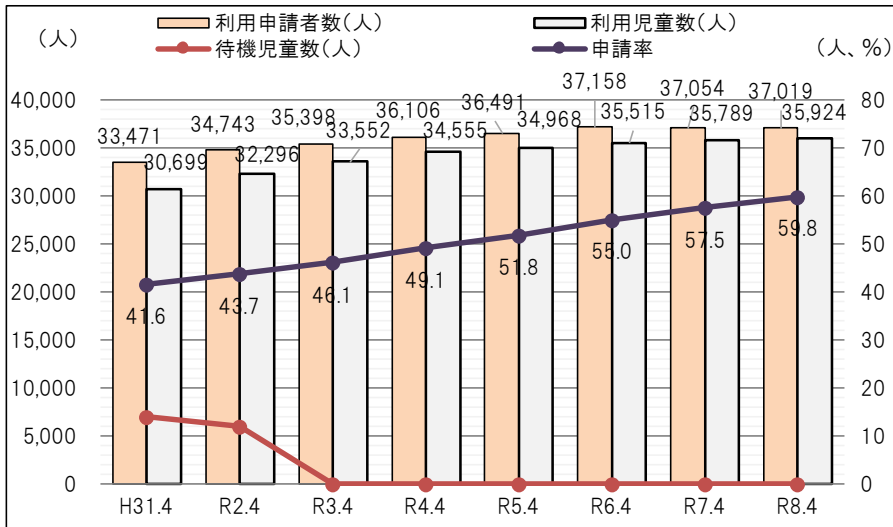
- 1 継続的な待機児童対策のため、受入枠確保に必要な財政措置を講ずること。
- 2 定員増を伴わない改築や修繕について、必要な財政措置を講ずること。
- 3 保育所等の利用者負担の軽減に向けて、国基準保育料の減額、多子世帯支援の拡充の措置を図ること。

■ 要請の背景

- 本市では、保育所等の利用申請率は年々増加している中、多様な手法を用いた保育受入枠の確保等を実施した結果、令和8（2026）年4月1日時点の待機児童数は6年連続でゼロを達成したところです。
- 就学前児童数の減少等により、保育ニーズは今後緩やかに減少するものと見込んでいるところですが、マンション建設により人口の増加が見込まれるなど特に保育ニーズが高い地域では、引き続き、施設整備等により保育受入枠の確保が求められるため、待機児童数等によらず整備費補助の嵩上げ措置の適用が必要です。
- 安定的な保育の提供を継続するためには、既存施設を有効活用する必要がありますが、本市では、開設後10年以上が経過した保育所等が増えている中、今後、老朽化等対策に関するニーズの増加が予想されるため、引き続き支援が必要です。
- 保育所等の利用者負担額について、本市では、市単独で負担し国基準以下の料金を設定するとともに、多子世帯への軽減措置についても令和6（2024）年4月から市独自の拡充を実施していますが、各自治体においても、独自の料金設定や軽減措置を行っていることから、自治体間で格差が生じています。
- 保育料の負担軽減措置については、本来は一律の基準に基づき運用される必要があること、独自の負担軽減措置により本市における財政負担が生じていることから、国基準保育料の減額、多子世帯の負担軽減に係る所得制限等の撤廃、さらに第2子以降の無償化など、保育料軽減措置を拡充する必要があります。

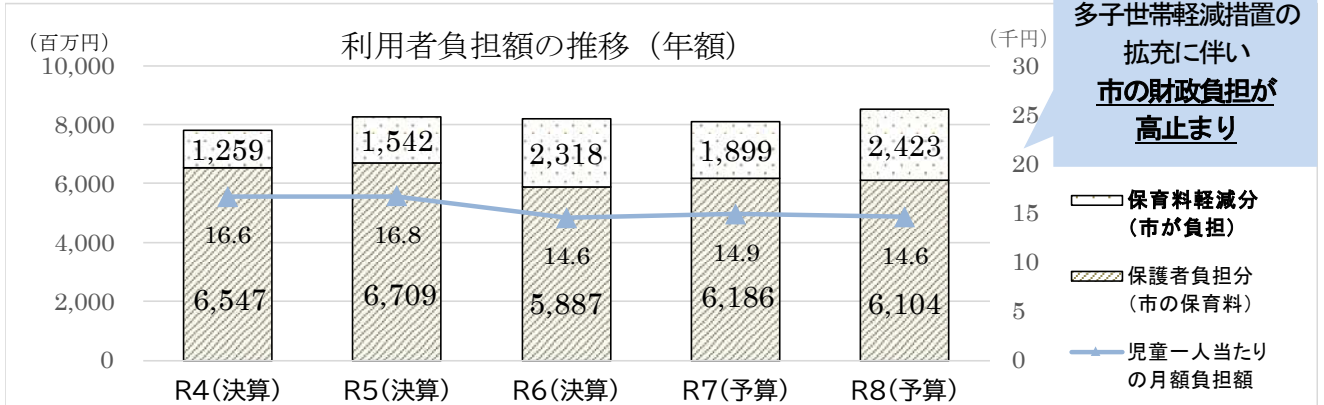
■ 受入枠確保に必要な財政措置

・継続的な待機児童対策には整備費等が不可欠であるが、補助率の嵩上げが待機児童を解消した場合等について翌年度適用とならないことから、市の負担が増加することとなり、取組の継続に支障が生じる。



継続的な待機児童対策につながるよう、受入枠確保に必要な財政措置を講ずること。

■ 本市における利用者負担軽減措置の状況



・多子世帯軽減措置の拡充

	国基準	川崎市
市民税非課税世帯 (ひとり親等は市民税所得割相当額が57,700円未満の世帯)	全児童 (無料)	全児童 (無料)
市民税所得割相当額が57,700円未満の世帯	第2子 (半額) 第3子以降 (無料) →きょうだいの年齢や利用施設・事業による制限なし →全世界帯が減免対象	市が独自に拡充 (R6.4月から) 第2子 (半額) 第3子以降 (無料) →きょうだいの年齢や利用施設・事業による制限なし →全世界帯が減免対象
市民税所得割相当額が57,700円以上の世帯	第2子 (半額) 第3子以降 (無料) →同一世帯において小学校就学前のお子さんが対象 施設・事業を同時に利用する場合に適用	

この要請文の担当課/こども未来局保育・幼児教育部保育対策課 TEL 044-200-3630

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） について

【こども家庭庁】

■ 要請事項

- 1 円滑に事業を実施できるよう、加算額の体系や単価設定等について更なる見直しや拡充を行うこと。
- 2 利用上限枠を拡充し、利用者のニーズに即した制度とすること。
- 3 総合支援システムに関して、より自治体の実務を踏まえた仕様とすること。

■ 要請の背景

- 乳児等通園支援事業は、令和6年度の試行的事業から始まり、令和8年4月に給付制度化され本格実施となりました。令和8年度の補助単価は増額となったものの、実施施設からは、一般型における保育士の専任要件や突発対応に備えて経験豊富な保育士を配置する必要性を踏まえると、未だ不十分との意見があり、さらに利用ニーズが不透明なため実施しない施設も多い状況です。継続的かつ安定的に事業を実施できるよう、配置人数に応じた加算など、体系や単価設定等について更なる見直しや拡充が必要です。
- 試行時から利用上限枠は10時間であり、本格実施となった令和8年度もその枠は維持されていますが、制度利用者からは現状の上限枠では不足との意見があります。全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化していくためには、利用上限枠についても拡充が必要です。
- 現行の総合支援システムにおいては、住基連動や給付認定機能が備わっておらず、利用者アカウントの正確な管理が困難であり、発行作業も手入力となっていることから、市民サービスへの影響や自治体の事務負担が増加しており、それらの課題の解消のためには、住基システムや子ども・子育て支援システムとの連携ができるようシステム改修が必要です。

■令和8年度 乳児等通園支援事業について

(1) 加算体系及び単価設定等について

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ■基本分単価 こども一人1時間当たり 0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円 ■初回対応加算（1回のみ） 0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円 ■賃借料加算（1時間当たり）：200円 ■保護者支援面談加算（1回あたり）：1,400円 	<ul style="list-style-type: none"> ■基本分及び各加算単価が低い 保育士の専任要件からすれば不十分 ■利用実績に基づいた制度設計 利用者がいなければ収入が無いため、継続的かつ安定的な事業の実施が困難

➡

 更なる
見直し
 ・拡充
 が必要

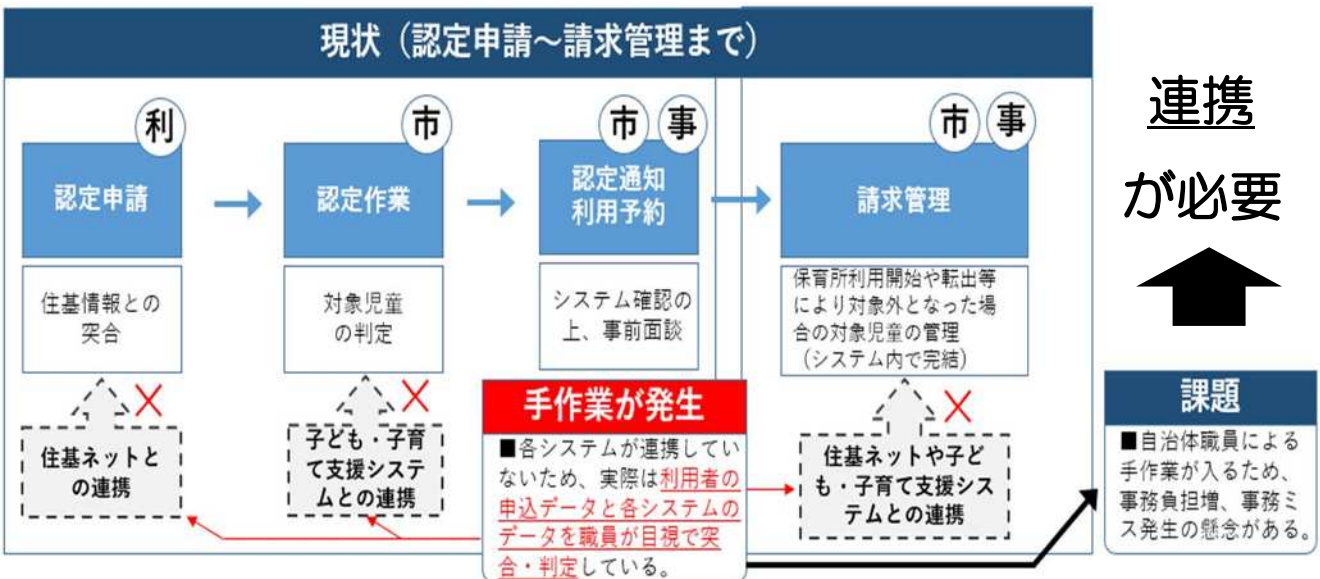
(2) 利用上限枠について

現状	課題	国の検討状況
<ul style="list-style-type: none"> ■こども1人につき「月10時間」まで ※1回あたりの利用時間制限はない 	<ul style="list-style-type: none"> ■利用上限枠が不足 本市在住の制度対象者向けのアンケート結果では1回あたり5時間の利用で、週4回の利用希望が一番多く、現状の「月10時間」では不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■中長期的な課題に位置付け 「制度の意義、目的に対して十分か」「提供体制は確保できるか」「人材確保は十分か」等に留意しながら検討が必要

➡

 拡充
 が必要

(3) 総合支援システムについて



この要請文の担当課／こども未来局保育・幼児教育部保育第1課 TEL044-200-2686
 こども未来局保育・幼児教育部保育第2課 TEL 044-200-3948
 こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当 TEL 044-200-3794

子どもの医療費助成の在り方の検討について

【こども家庭庁】

■ 要請事項

- 1 我が国の喫緊の課題である少子化対策として、子どもの医療費の助成について、全国一律の制度として構築すること。
- 2 国と地方自治体が、子どもの医療費助成について、共同で検討を行う体制を構築すること。

■ 要請の背景

- 医療保険制度における自己負担割合は、義務教育就学前は2割、義務教育就学後以降は3割とされているところ、全ての地方自治体において地方単独事業により、更に軽減措置を講じていますが、地域間での格差が生じています。
- 本市では、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることのできる総合的な子育て環境づくりを進めています。小児医療費助成制度について、令和5（2023）年9月に、対象年齢の中学3年生までの拡大、所得制限の撤廃により制度拡充を図りましたが、更なる制度拡充を求める声が上がっていることから、令和8（2026）年9月には、対象年齢を高校生年代まで拡大する予定です。
- 子どもたちが日本のどこに住んでも安心して医療が受けられるためには、子ども医療費助成制度は、地方自治体間で差異が生じない統一的な制度であることが望ましく、制度の創設・実施のためには、国と地方自治体とで共同で検討する体制づくりが必要です。
- 国におけるPMH及び全国現物給付化により、運用面の統一が予定されていることも勘案し、国、都道府県、市町村が一体となって子どもへの支援が可能となるよう、国の責任において、窓口での医療費負担がなく医療が受けられる全国一律の子どもの医療費助成制度を創設することが必要です。

■ 子どもの医療費助成の現状

- ・医療保険の自己負担分に対する、**地方単独事業による軽減措置の実施**
- ・地域間での格差及び拡充による**地方自治体の財政負担の増大**

■ 指定都市の状況（令和8年4月1日時点）

地方自治体間で差異が生じている状況

1 助成対象年齢

助成対象年齢	入院		通院	
	都市数	都市名	都市数	都市名
高校3年生まで	16	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、福岡市、熊本市、北九州市、(東京都)	16	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市、(東京都)
中学3年生まで	4	横浜市、川崎市、京都市、広島市、(神奈川県)	4	横浜市、川崎市、京都市、広島市
小学6年生まで	0	—	0	(神奈川県)

2 一部負担金

一部負担金	入院		通院	
	都市数	都市名	都市数	都市名
一部負担金なし	14	さいたま市、仙台市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、(東京都)	4	仙台市、さいたま市、横浜市、名古屋市
一部負担金あり	6	札幌市、千葉市、新潟市、京都市、大阪市、堺市、(神奈川県)	16	札幌市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市(東京都)、(神奈川県)

3 所得制限

所得制限	入院・通院	
	都市数	都市名
所得制限なし	17	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市、
所得制限あり	3	札幌市、相模原市、広島市、(東京都)、(神奈川県)



子どもたちが日本のどこに住んでも安心して医療が受けられるよう

- ・子どもの医療費助成について、**全国一律の制度を構築すること**
- ・**国と地方自治体が共同で検討する体制を構築すること**

この要請文の担当課／こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 TEL 044-200-2695

児童福祉人材の確保に向けた支援について

【こども家庭庁】

■ 要請事項

- 1 児童養護施設等の職員配置基準を見直し、体制強化への支援を行うこと。
- 2 保育士等の児童福祉人材の確保に必要な処遇改善加算等の増額を講ずること。
- 3 保育所等の宿舍借り上げ支援制度については、対象者を拡充するとともに、対象期間の見直しを慎重に行い、また、基準額は変更前に戻し、維持するとともに、財政力指数を踏まえた減額調整を実施しないこと。
- 4 児童養護施設等については、宿舍借り上げ支援制度を新たに創設すること。

■ 要請の背景

- 児童養護施設や乳児院等において、国の「新しい社会的養育ビジョン」等に定める「できる限り良好な家庭的環境」での養育実現と、高度なケアニーズに対応するなど施設の専門性の向上を両立させるためには、保育者や児童指導員など専門職の適正な職員配置への見直しが必要不可欠です。
- 保育士等の児童福祉人材にかかる処遇改善については、国において一定の改善が図られてきましたが、給与は依然として低額であり、本市独自に処遇改善を行ってはいるものの、待遇面を理由に離職する者も多い状況です。
- 保育所等の宿舍借り上げ支援制度については、施設長や栄養士が補助対象となっていないほか、補助対象期間は段階的に短縮され、補助基準額も減額されています。また、財政力指数を踏まえた補助率の引き下げも行われています。児童福祉人材の雇用を促進するためにも、補助対象者を拡充するとともに、補助対象期間の見直しは慎重に行う必要があります。補助基準額については、変更前の水準に戻し、今後それを維持するとともに、財政力指数を踏まえた交付額の減額調整を見直す必要があります。
- 児童養護施設等の職員は夜勤や長時間労働など過酷な勤務にも関わらず、保育所の保育士と比較して、宿舍借り上げ支援制度が無いことや処遇改善加算が不十分であるなど待遇面の格差があるほか、困難な業務と給与水準のバランスが確立できていないなど、人材確保・育成・定着が進んでいない現状があります。

■児童養護施設等の職員配置基準

	国基準	国基準+市加配（本市独自の基準）
児童養護施設	こども4人に職員1人	こども1人に職員1人
乳児院	こども1.3人に職員1人	こども1人に職員1.4人（最大）



- ・24時間365日の生活施設では、夜勤（宿直）体制の確保が必要
- ・ケアニーズの高いこどもへの対応も必要
- ・結果、長時間労働や過重労働につながる



適正な配置基準への見直し（底上げ）が必要不可欠

■認可保育所の保育士宿舍借り上げ支援制度（国制度）

令和3年度から段階的な短縮

令和7年度の見直し

【補助対象期間】

採用された日から起算して6年以内の者

短縮

採用された日から起算して5年以内の者

*本市では独自補助で、期間を10年に延長（6年日以降は補助基準額41,000円）

【補助基準額（月額）】

82,000円

削減

75,000円

*本市では独自補助で、82,000円の補助基準額を維持



児童福祉人材の新規雇用や継続雇用を促進するため、補助対象期間の見直しは慎重に行うとともに、令和7年度に減額された補助基準額は変更前の水準に戻し、今後それを維持する必要がある。

■児童養護施設等に対する本市の主な取組

本市独自の処遇改善の取組	対象職種	加算額	支援期間
職員住宅手当加算 (R2年度～)	・家庭支援専門相談員 ・栄養士 ・心理療法担当職員等	運営法人が支給する各月の手当額×3/4 (月20,000円上限)	雇用後5年間
職員宿舍借上支援事業 (R4年度～)	・保育士 ・児童指導員 ・看護師	月上限82,000円×3/4	雇用後9年間

市独自の職員配置基準に加え、これらの取組を本市が独自に、かつ一部は先行実施しているが、上記趣旨を踏まえ、国が措置費の体系に組み込むなど、制度として実施することで、保育士等の児童福祉人材の確保・育成・定着を実現することが必要である。

この要請文の担当課/こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 TEL044-200-1724

こども未来局保育・幼児教育部保育第1課 TEL044-200-2686

こども未来局保育・幼児教育部保育第2課 TEL 044-200-3948

こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当 TEL 044-200-3794

福祉・介護人材の確保に向けた支援について

【厚生労働省】

■ 要請事項

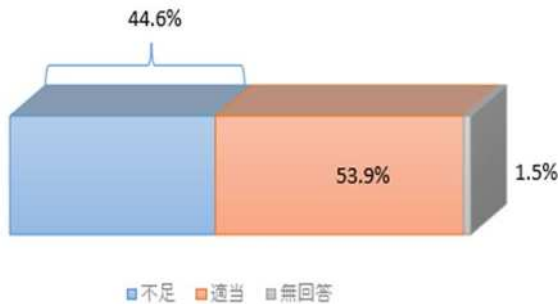
- 1 川崎市は住宅1畳あたりの家賃が指定都市で最も高く、人材を確保するに当たっては、住居費の負担が大きいことから、都市部における住居費負担の軽減に向けた支援を行うこと。
- 2 福祉・介護人材の確保については、今後の地域包括ケアシステムの推進や社会保障制度の維持に向けて必要不可欠なものであるが、令和8年度の介護報酬期中改定後においても、賃金は依然として他産業と比べ低い水準にとどまる見込みであることから、更なる処遇改善策を速やかに講じること。

■ 要請の背景

- 福祉・介護人材の確保に向けては、国においても取組を進められているところですが、賃金が低いことや職場環境の状況等から全国的に人材が不足しています。
- 本市においては、家賃支援制度の実施や、就職相談会の開催、メンタルヘルス相談窓口等の設置、各種研修の実施など「人材の呼び込み」「就労支援」「定着支援」「キャリアアップ支援」の4つのアプローチによる取組を行い、福祉・介護人材の確保と定着に努めているところですが、各事業所における人材の不足感が高い傾向にあります。
- 本市は1畳あたりの家賃及び月額平均家賃において、いずれも指定都市で最も高く、都市部特有の地域特性があります。
- 国では、令和8年度の介護報酬期中改定など、処遇改善に取り組んでいますが、福祉・介護従事者全体としては、一般労働者に比べ賃金が低く、その差は、さらに拡大している状況です。
- 高齢者・障害者への支援のために人材は最大の基盤となります。そのための福祉・介護人材の確保・育成・定着に向けた支援として、更なる処遇改善や居住費における宿舍整備にとどまらない都市部特有の住宅状況を踏まえたきめ細やかな支援は必要不可欠です。

■福祉人材の不足感

- 令和7年度に行った「障害のある方の生活ニーズ調査」の結果から、事業所全体の福祉従事者の不足感は44.6%となっている。



- 令和7年度に行った「川崎市高齢者実態調査」の結果から、事業所全体の介護従事者の不足感は73.1%となっている。



■住居費の実態

- 1畳あたりの家賃において、全国平均を大きく上回り、指定都市では1位。

東京都特別区部	6, 554円
川崎市	<u>5, 157円</u>
横浜市	4, 689円
全国平均	3, 575円

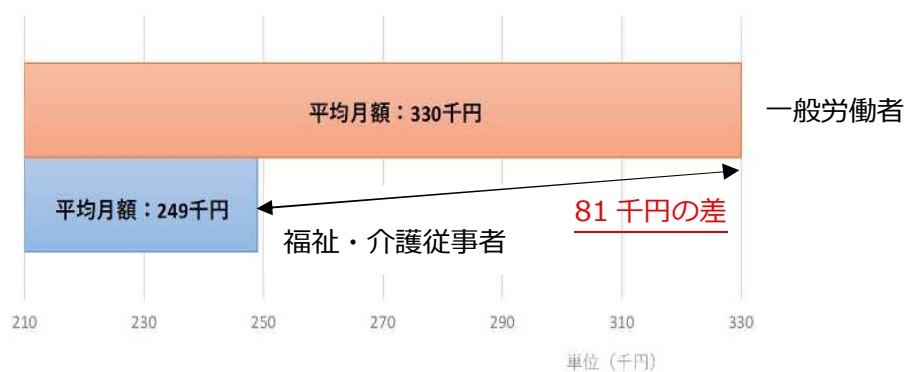
※令和5年住宅・土地統計調査より

- 月額平均家賃において、東京都特別区部について、第2位。指定都市では1位。

東京都特別区部	93, 561円
川崎市	<u>78, 342円</u>
横浜市	74, 503円
さいたま市	68, 003円

※令和5年住宅・土地統計調査より

■賃金の格差



※令和6年度介護労働実態調査と令和6年賃金構造基本統計の比較

賃金の格差が大きいため、福祉人材が、安心して働ける環境の整備が求められます。

上記の実態を踏まえ、福祉ニーズの増大に対応する福祉・介護人材の確保に、国がきめ細やかな住居費支援及び更なる処遇改善を実効性のある制度として実施することが必要

この要請文の担当課／健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2647
健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 TEL 044-200-1978

安全・安心で良好な教育環境の充実について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 実勢価格を踏まえ、計画事業量に見合う財政措置を当初予算により講ずること。
- 2 空調設備等の補助対象事業費の上限額の引上げを図ること。
- 3 教室不足を効果的に解消するため、補助制度の拡充を図ること。
- 4 物価高騰や労務単価上昇に起因する入札不調に伴う事業年度変更に係る国庫補助の再計上について柔軟な対応を図ること。

■ 要請の背景

- 毎年度、補助単価の見直しが行われているものの、昨今の急激な物価高騰や労務単価上昇の影響等もあり、依然として現行の補助単価と実際の工事費に乖離があり、大きな負担となっています。また、補正予算等による措置のため、入札不調等で工期延長があった場合、再度の繰越措置は困難であり、市負担が増大するリスクがあります。
- 本市では、平成 20 年度から平成 21 年度までにかけて一斉整備した普通教室等の空調設備が一斉に更新時期を迎え、令和 7 年度から令和 10 年度までの 4 年間で更新整備する予定ですが、補助対象事業費の上限額が令和 4 年度から引下げられたため、所要額に見合う十分な補助を受けることができない状況にあります。
- これまで児童生徒数が増加傾向にあった本市では、保有教室に余裕のある学校は数少なく、加えて、中学校の 35 人学級編制への対応もあることから、多くの学校で教室の転用や増築が必要となります。短期間での整備にはリース方式も有効な整備手法ですが、現在の制度では、補助を活用できないこととなっています。
- 昨今の急激な物価高騰や労務単価上昇、また、人材不足の影響のため、学校施設に関する工事入札についても、不調件数及び全体に占める不調件数の割合は年々増加しています。入札不調による工事スケジュールの見直しのために事業年度が変更となる場合があり、国庫補助の再計上について柔軟な対応が必要となっています。

■ 年度別の計画事業量と採択状況

(単位:千円)

年度	計画事業費	(予算区分)			採択率	補正率
		交付決定額	当該年度	前年度		
			当初予算	補正予算等		
A	B	C	D	B/A	D/B	
R6	1,973,123	2,169,594	0	2,169,594	110.0%	100.0%
R7	2,715,578	3,082,162	0	3,082,162	113.5%	100.0%
R8	2,912,315	3,029,869	11,503	3,018,366	104.0%	99.6%

※補正率：交付決定額のうち、補正予算などの前年度予算により措置された割合

■ 補助単価と実勢単価の比較

(単位:千円)

	R造	R3	R7
補助単価(A)		約 215 千円	約 325 千円
実勢単価(B)		約 355 千円	約 481 千円
差(A-B)		▲約 140 千円	▲約 156 千円

※建築単価R造のm単価での比較。実勢単価は本市工事実績による。

前年度予算による措置は、年度内に工事完了が困難な場合、補助を活用できないリスクがある。

→ **実勢価格との乖離解消と併せ、柔軟な工期設定を可能とするためには、当初予算による措置が必要**

■ 大規模改造（質的整備）に関する上限額の引上げ

(単位:千円)

学校施設環境改善交付金 大規模改造（質的整備）		～R3	R4～
空調設置、教育内容	上限額	200,000	70,000
	下限額	4,000	4,000

空調設備一斉更新
(R7～R10)

国庫補助額 約32.8億円 → 約23.4億円
負担増：約9.4億円

【参考】体育館の空調設備整備

空調設備整備臨時特例交付金		R6～R7	R7補正～R15	
上限額	70,000		EHP	110,000
			GHP	140,000

※令和7年度補正予算から上限額を引上げ

上限額が令和4年度から引下げられたため、補助目的に沿った十分な補助を受けることができない。

空調設備一斉更新（R7～R10）

国庫補助額 約32.8億円 ⇒ 約23.4億円 ※負担増：約9.4億円

→ **空調設備の更新整備にも十分対応可能となるよう上限額の引上げが必要**

■ 補助制度の拡充

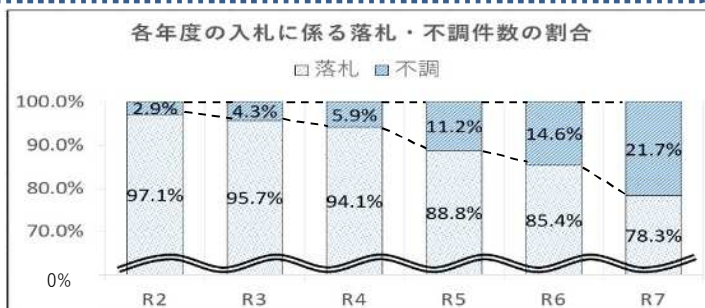
リース方式について、現在の制度では補助を活用できない。

→ **教室不足に対応するための有効な手段であるリース方式についても補助金の活用が可能となるよう制度の拡充が必要**

■ 川崎市立学校に関する工事入札件数

(単位:件数)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
不調	3	4	6	9	23	35
落札	102	88	95	71	134	126
合計	105	92	101	80	157	161



物価高騰や労務単価上昇等に起因する入札不調によって工事スケジュールが見直しとなり、事業年度が変更となると、国庫補助が活用できなくなる場合がある。

→ **入札不調に伴う事業年度変更に係る国庫補助の再計上について柔軟な対応が必要**

学校給食費の無償化に係る制度の見直しについて

【文部科学省】

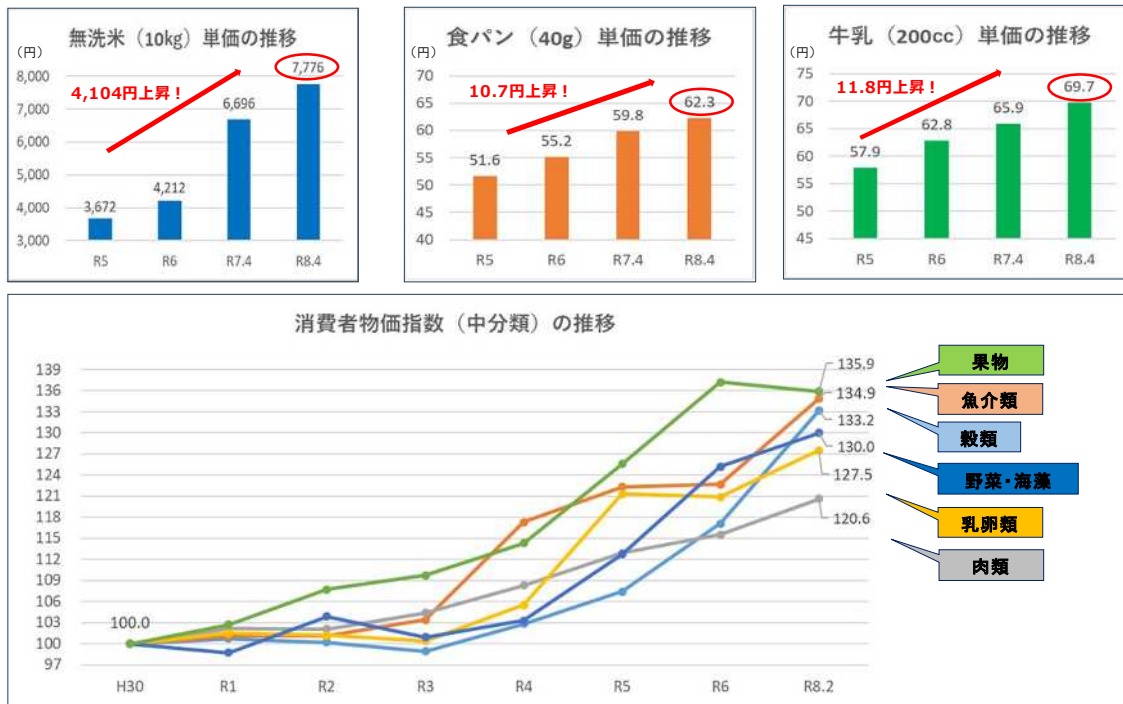
■ 要請事項

- 1 学校給食費の無償化については、令和9年度からの実現に向けて、自治体や保護者に負担が生じないよう学校給食法の改正を含む義務教育課程での完全無償化の制度を早期に構築すること。
- 2 無償化の実施にあたり安定財源の確保を図るとともに、地方交付税措置によらず、必要な費用の全額を国が負担すること。

■ 要請の背景

- 令和8年度より「学校給食費の抜本的な負担軽減」事業が開始しますが、昨今の物価状況においては、本事業の支援額では大幅に不足が生じている状況です。
- 不足分については、引き続き保護者から徴収することも可能とされているところですが、公費負担を行う自治体と、引き続き保護者に負担を求める自治体が発生し、混乱が生じています。
- また、小学校段階での「学校給食費の抜本的な負担軽減」事業の開始により、中学校との格差が広がり、保護者から不満の声が寄せられています。
- 学校給食費の無償化は、法改正を含め、全国一律の制度として国の責任により構築されるべきものであり、令和9年度に向けて、中学校段階も含めた義務教育課程での完全無償化の制度を早期に構築する必要があります。
- 無償化の実施に向けては、安定財源の確保を図り、物価動向等を踏まえた適切な支援額を設定するとともに、普通交付税不交付団体であっても負担が生じないよう、適切な財政措置が図られる必要があります。
- さらに、今回の「学校給食費の抜本的な負担軽減」事業において、交付金の算定に含まれる非喫食者については、各自治体における金銭給付等の事業も想定されているところであり、継続的かつ安定した財政措置が必要であるとともに、地域による格差が生じないよう、制度スキームの平準化に向けた国のサポートが必要です。

■ 近年の物価高騰に伴う食材価格の上昇

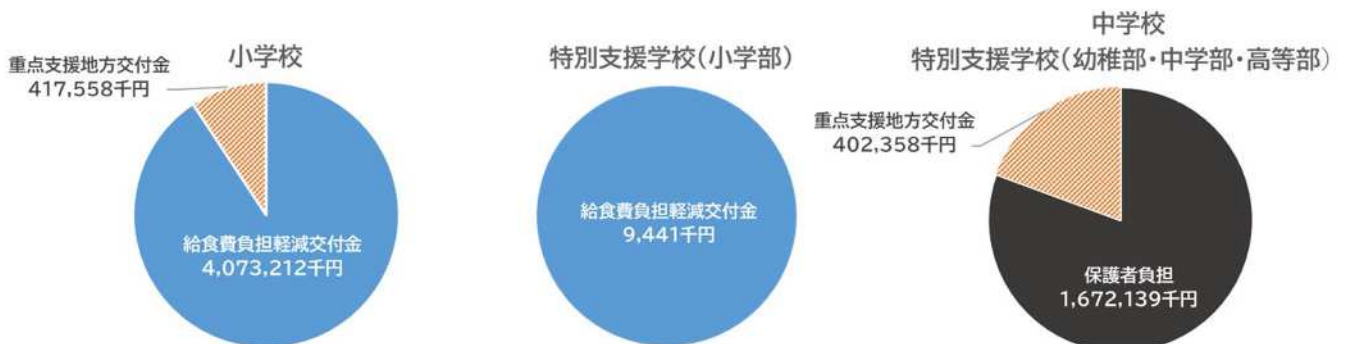


■ 本市における令和8年度の学校給食費

基準額月5,200円では不足している!

校種	学年	給食回数	1食当たり	月額	年額
小学校	全学年	192回	335円	5,900円	64,320円
中学校	1・2年生	180回	397円	6,500円	71,460円
	3年生	170回		6,200円	67,490円
特別支援学校	幼稚部	183回	223円	3,800円	40,809円
	小学部		335円	5,600円	61,305円
	中学部 高等部		397円	6,700円	72,651円

■ 令和8年度における食材価格の負担状況



※給食費負担軽減交付金以外の合計額は約25億

多摩川における治水対策の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 令和元年東日本台風で浸水被害のあった多摩川と支川(平瀬川・三沢川)等との合流部や排水樋管の放流部における河道掘削を早急に実施すること。
- 2 「多摩川水系流域治水プロジェクト」や「多摩川水系河川整備計画」に位置付けている、多摩川における浸水被害の最小化に向けた対策について、河道掘削や平瀬川との合流部処理における堤防整備等の治水対策を確実に実施すること。

■ 要請の背景

- 令和元年東日本台風では、多摩川の水位上昇に伴い、本市域では各支川との合流部や排水樋管周辺地域等で浸水被害が発生したため、被害軽減に向けた多摩川の治水対策の推進が不可欠です。
- 「多摩川緊急治水対策プロジェクト」による河道掘削等を早期に実施するとともに、「多摩川水系流域治水プロジェクト」や「多摩川水系河川整備計画」に位置付けている箇所での河道断面の確保に向け、適宜、河道掘削を行う必要があります。また、多摩川と支川との合流部付近や排水樋管の放流部付近等の河道内において、土砂堆積が見受けられるため、土砂掘削などを行い、継続的に水位を低減する対策を行うことが不可欠です。
- 多摩川における平瀬川との合流部の堤防高は、基準値を満たすように、堤防整備等の治水対策を行うことが不可欠です。

■ 効果等

- 多摩川及び流域の治水安全度が向上します。
- 令和元年東日本台風と同規模の降雨に際しても、浸水被害を軽減できます。

土砂堆積の状況

〈河道内の土砂掘削による水位低減対策〉



多摩川堤防の状況

〈堤防整備等の治水対策〉



平瀬川との合流部（東久地橋付近）

多摩川における浸水被害の最小化に向けて、早急な対策の実施を講ずること

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2901
 上下水道局下水道部下水道計画課 TEL 044-200-2886

自動運転の社会実装に向けた支援について

【経済産業省・国土交通省】

■ 要請事項

自動運転技術を活用した路線バスの社会実装に向けて、実証事業やインフラ整備等の本格運行に向けた支援の充実を図ること。

■ 要請の背景

- 路線バスの減便や廃止が全国に拡大しているなか、都市部の本市においても運転手不足等の影響により、路線バスを大幅に減便せざるを得ない状況が生じています。
- 本市では、国土交通省の「自動運転社会実装推進事業」の採択を受け、自動運転レベル4のシステムを搭載したティアフォー社製の車両を納車し、都県をまたぐルート（羽田連絡線）と1日30万人以上が利用する川崎駅前を走行するルート（川崎病院線）で、令和9年度の実装を目指し、令和7（2025）年1月27日から実証実験を実施しました。
- 本年3月には、デジタル庁の「自動運転社会実装先行的事業化地域事業」に選定されたことから、長期間の運行や有償運行の実施により、レベル4運行時の日常的な課題を把握、改善することで取組を加速していきます。また、市交通局でも自動運転バスの導入検討に着手しており、他路線への横展開も見込まれます。
- 自動運転バスの事業性を高めていくためには、より多くの乗客が乗車できる大型バスの活用が必要です。
- 持続可能な社会実装の実現に向けて、都市部における自動運転技術の研鑽や地域の交通環境に即したインフラ整備、事業性の向上に向けた取組等を自治体と関係事業者が綿密に連携して推進していくためにも、関係する制度の整備や実証試験の実施費用、複数年にわたる継続的な国の支援が必要です。

■ 効果等

- 都市部における自動運転技術を確立することにより、運転手不足などの課題解決や都市の利便性の維持、都市部での自動運転レベル4実装に関するノウハウを全国に横展開するモデルが構築され、持続的な交通環境の形成が期待できます。

＜本市における路線バスの現状＞

川崎市の人口とバス便数の関係



＜本市導入の自動運転バス＞

自動運転レベル4のシステム搭載
ティアフォー社製 Minibus2.0



＜自動運転に関する国の主な支援制度＞

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）

	補助対象事業費（最大）	補助率	川崎市の状況
令和6年度	1億5千万円	10/10	採択（1億円）
令和7年度	重点支援 3億円 一般支援 1億円	4/5	採択（2.7億円）
令和8年度	重点支援 4億円 一般支援 2億円	4/5	重点支援に申請

※デジタル庁「自動運転社会実装先行的事業化地域事業」に選定されているため、令和8年度は申請時に加点あり

＜本市の取組＞

- 令和7年度は、2つの既存バス路線において、2台の車両を活用して実証走行を実施（約140日間の走行データを蓄積）



川崎市自動運転シンポジウム（令和7年11月25日開催）

登壇者（左から）

- ・鬼頭 恒寛 川崎鶴見臨港バス(株) 常務取締役
- ・矢吹 尚子 国土交通省関東運輸局 交通政策部長
- ・福田 紀彦 川崎市長
- ・加藤 真平 (株)ティアフォー
- ・有吉 亮 名古屋大学未来創造機構
モビリティ社会研究所 特任准教授

- 令和8年度は、同路線において、レベル4許認可取得に向けて、プランニングAIを活用した実証走行を予定

自動運転技術を活用した路線バスの社会実装に向けて、実証事業やインフラ整備等の本格運行に向けた支援の充実を図ること。

川崎臨海部の土地利用転換について

【内閣府・経済産業省・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 扇島地区や南渡田地区などの土地利用転換における、新たな産業拠点の形成などに必要な土地や産業基盤の整備及び新産業創出に向けた取組に対して、規制緩和と一体となった財政・税制・金融上の重点的な支援措置を講ずること。
- 2 扇島地区や南渡田地区の土地利用を支える道路などの交通基盤や、扇島地区の港湾施設の整備、及び水素等の商用サプライチェーン構築に向けた取組に対して、重点的な財政措置等を講ずること。

■ 要請の背景

- 川崎臨海部のかつてない規模の土地利用転換は、首都圏中心に近い産業用地などの貴重な資産を活かし、カーボンニュートラルの実現と同時に次代の柱となる新たな産業創出などに資する土地利用を目指し取組を推進しており、これからの我が国の成長や、重点課題の解決において重要な役割を担うものです。
- 取組の先鞭となる南渡田地区では、革新的なマテリアルの開発を具現化する新たなスケールアップ産業拠点の形成を目指し、令和9年度のまちびらきに向けて先行地区の整備を推進します。広大な敷地とバースを有する扇島地区では、先導エリアにおける令和10年度の液化水素サプライチェーン構築に関する商用化実証開始を目指した受入・供給拠点の整備に着手し、バースを活用した港湾物流やGX・DXによる効率化・高付加価値化を実現した高度物流の拠点整備を進めています。
- こうした我が国の成長と課題解決に資する官民の取組を推進・加速させるためには、GXによる新たな産業拠点の形成等に必要な土地や産業基盤の整備、及びエコシステムの構築などの新たな産業の創出に向けた取組に対して、規制緩和と一体となった財政・税制・金融上の重点的な支援が必要です。
- また、扇島地区の首都高速湾岸線出入口や国道357号のほか、各地区の土地利用を支える道路などの交通基盤や、扇島地区における公共埠頭・臨港道路等の港湾施設の整備、及び水素等の大量かつ安定的な受入・供給等を可能とする商用化実証後のサプライチェーン構築に向けた取組に対して、重点的な財政措置等が必要です。

川崎臨海部における大規模土地利用転換について

【川崎市の取組】
 ● 令和3年2月
 「JFEホールディングス(株)と川崎市との土地利用に関する協定」締結
 ⇒ 京浜地区の高炉等の休止に伴う影響に対応し、川崎臨海部における地域の持続的な発展に向けた土地利用を推進

◆ 扇島地区等
 計画的な土地利用転換を図るため、「扇島地区土地利用検討会議」や「臨海部大規模土地利用調整会議」を開催し、導入機能や基盤整備などについて協議・調整
 ⇒ 令和5年8月に「土地利用方針」を策定
 令和7年5月に液化水素サプライチェーン構築に向けた商用化実証における国内基地建設工事に着工

◆ 南渡田地区
 次世代の川崎臨海部を牽引する新産業拠点の形成に向け、JFEと川崎市との間で協議調整
 ⇒ 令和4年8月に「拠点整備基本計画」を策定
 令和5年3月には北側の事業者が決定
 令和6年4月に事業着手

施設の老朽化対応、エネルギー需給構造や産業構造の転換などが迫られている我が国のコンビナート再編整備のモデルケースとなるよう取組を推進



◆ 南渡田地区

産業集積
 革新的な素材を生み出す研究開発機能の集積による「マテリアルから世界を変える産業拠点」の形成

【北地区】 研究開発を中心とした土地利用
 (北側)
 令和6年度に事業着手、令和9年度にまちびらき予定

【南地区】 製造機能を中心とした土地利用

交通基盤整備
 ● 川崎駅扇島線の道路改良など周辺道路等の整備

◆ 扇島地区

交通基盤整備
 ● 国道357号や首都高速湾岸線出入口の整備
 ● 扇島への公道アクセスに必要な市道の整備

港湾施設整備
 ● 令和11年度の水素船利用に向けた国直轄事業によるバース改修
 ● 臨港道路等の港湾施設の整備

高度物流拠点の整備
 港湾施設の整備
 水素等の受入・供給拠点の整備

大規模土地利用転換に向けては、既存構造物等の解体撤去や土壌汚染対策、産業基盤の整備などに多大な初期投資や期間等を要する

我が国の成長と課題解決に資する土地利用転換を推進し、早期に効果を発現するためには、規制緩和と一体の財政・税制・金融上の重点的な支援が必要

この要請文の担当課／臨海部国際戦略本部土地利用転換推進部 TEL 044-200-1568
 臨海部国際戦略本部成長戦略推進部 TEL 044-200-1740
 建設緑政局広域道路整備室 TEL 044-200-0475
 港湾局港湾経営部経営企画課 TEL 044-200-3050

脱炭素社会の実現に向けた取組の推進について

【経済産業省・環境省】

■ 要請事項

- 1 屋根置き太陽光発電設備を中心とした地域共生型太陽光への支援を進めるとともに、J-クレジット制度において、導入義務制度に基づき設置された再生可能エネルギー発電設備を適切に評価し、制度の対象とするよう見直しを行うこと。
- 2 第7次エネルギー基本計画における太陽光発電設備の導入目標の達成に向け、課題解決や技術開発、社会実装、制度の見直しに向けた取組を加速させること。特にFITに頼らない自家消費型の太陽光発電設備の普及や蓄電池の導入促進など、系統対策や調整力の確保に向けた取組を一層推進すること。

■ 要請の背景

- 本市は、市域のほとんどが市街化しており、再エネポテンシャルの99%が建築物への太陽光発電設備となっているため、市域の再エネ導入拡大を図ることを目的に、新築建築物への再エネ導入義務制度を令和7年度から施行しています。
- 国が策定した「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」では、地域との共生を前提とした屋根設置等の地域共生型への支援の重点化、次世代型太陽電池の開発・導入強化等が示されており、都市部で屋根置きを中心に導入を進める本市の方向性と整合するものであることから、再エネの更なる普及拡大を後押しする具体的な予算・制度措置を国主導で一層進める必要があります。
- 先進的な取組である導入義務制度により設置された再エネ発電設備は、J-クレジット制度において、「追加性が認められない」とされましたが、本制度を遵守した事業者が不利益を被る可能性があるため、制度を見直す必要があります。
- 再エネの普及拡大に伴い、需給調整や系統制約等の課題が顕在化しています。令和8年3月には、東京電力パワーグリッド管内において初めて再エネの出力制御が実施されるなど、首都圏においても対応が求められる状況となっています。
- このため、FITに頼らない自家消費型太陽光発電設備の普及や、蓄電池等による調整力の確保、系統対策の推進を国主導で一体的に進める必要があります。

■ 川崎市の再エネ導入義務制度について（令和7年4月施行）

本市では市域のほとんどが市街化しており、再エネポテンシャルの99%が建築物への太陽光発電設備となっているため、新築建築物への再エネ導入義務制度により、市域の再エネ導入拡大を図る。

■ 総称 建築物太陽光発電設備等総合促進事業

制度1

特定建築物太陽光発電設備等導入制度【令和7年度施行】

延べ床面積2,000m²以上の建築物を新增築する建築主への太陽光発電設備等の設置義務

制度2

特定建築事業者太陽光発電設備導入制度【令和7年度施行】

延べ床面積2,000m²未満の新築建築物を市内に年間延床5,000m²以上建築する建築事業者への太陽光発電設備設置義務

制度3

建築士太陽光発電設備説明制度【令和6年度施行】

建築士に対し、建築主への「太陽光発電設備の設置に関する説明」を行う説明義務

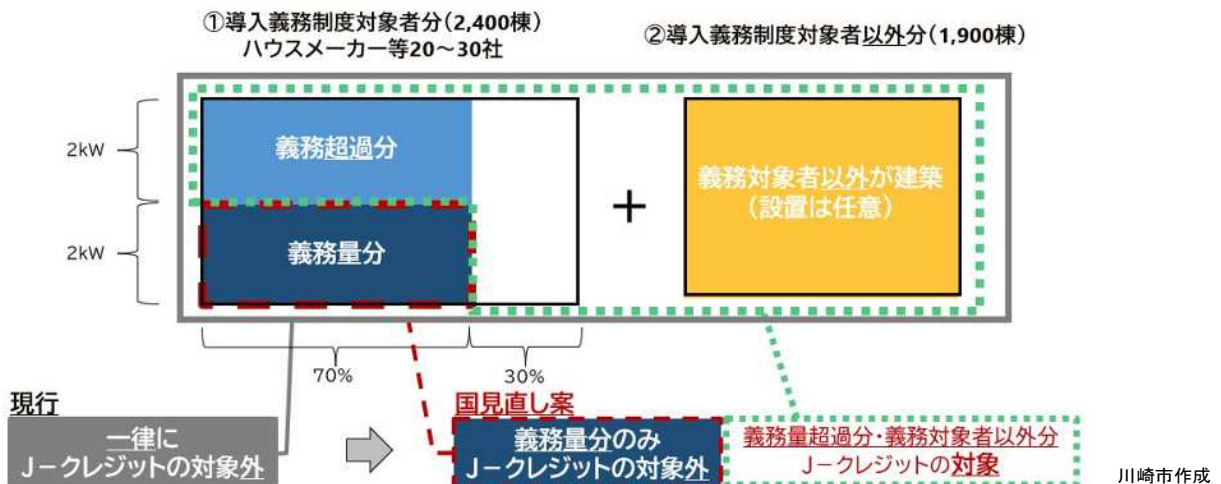
制度4

建築物太陽光発電設備誘導支援制度【令和5年度開始】

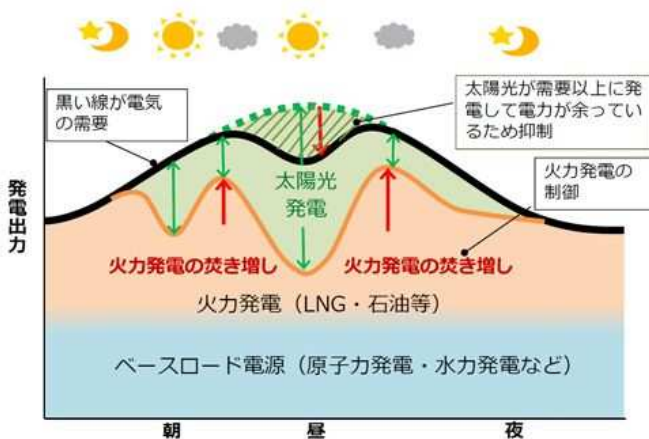
地球温暖化防止活動推進センターや専門的知識を有する関係団体、地域エネルギー会社などと連携した新たな誘導支援の枠組みの創設

■ J-クレジット制度実施規程における再エネ導入義務制度の取扱いについて

導入義務制度施行済自治体（川崎市・東京都）における新築建築物への再エネ導入は一律で追加性を有さない



■ 電力需給のイメージ



出典：経済産業省

Press Release

再生可能エネルギー出力制御の実施について

2026年3月1日
東京電力パワーグリッド株式会社

当社サービスエリア内における3月1日の電力需給見通しを精査した結果、昼間時間帯において、好天が予想され太陽光発電が高い出力となる一方、電力需要が低くなる見通しとなりました。

当社は、優先給電ルールに基づき、当社サービスエリアに接続している火力発電所の運転抑制や揚水式水力発電所の上部調整池に水をくみ上げる揚水運転による需要の創出に加えて、地域間連系線を活用した当社サービスエリア外への送電などの対策を実施してもなお、電力需要に対して供給力が上回ると判断したことから、当社サービスエリア内の電力需給バランスを維持するため、本日、再生可能エネルギー発電事業者に対して、出力制御の指示を実施いたしましたので、お知らせいたします。

本指示は、送配電等業務指針第174条に基づき行ったものです。

R8.3.1 東京電力PG プレスリリース抜粋

この要請文の担当課／環境局脱炭素戦略推進室 TEL 044-200-2508

令和9年度
国の予算編成に対する重点要請書

令和8年6月

編集 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044(200)2183

